

銭原棚田保全会 会則

- (名 称)
第1条
- 改正箇所
再改正箇所
1. 本会は、銭原棚田保全会とする。
2. 事務所は、茨木市に置く
- (目 的)
第2条
- 本会は、遊休化している棚田を農地として甦らせ、耕作・管理することを通して実りの喜びや農業の苦勞、自然の厳しさを体験し、農地の保全と美しい農村風景の保全への寄与と、農業や食に対する認識を深めることを目的とする。
- (活 動)
第3条
- 本会は、第2条の目的を達成するため、次のような活動を行う。
1. 茨木市銭原地区の農地保全に関する活動
 2. 農産物の栽培に関する活動
 3. 本会の運営に関する活動
 4. 会員の知識・技術向上を図る活動
 5. 会員相互や活動地区住民との親睦を図る活動
 6. 市民・他グループとの交流やイベントに関する活動
 7. その他、本会の目的を達成するための諸活動
- (会 員)
第4条
1. この会は、第2条の目的に賛同し、自らの意志で参加する者を会員とする。
 2. この会への入会にあたっては、目的に賛同する者の申し出により所定の書式に記入し、会員登録を行うものとし、相当の理由がない限り、入会を妨げることはできない。
 3. 会員が退会するときは、会員の申し出により登録を抹消する。
- (活動日時)
第5条
- 活動は、毎週日曜日 9:30～14:30とする。(原則として小雨決行)
1. サマータイム(7月～9月)の活動は 8:00～13:00とする。
 2. サマータイムの期間中は、中日に水まきをする。
- (活動年度)
第6条
- 活動年度は、4月1日から翌年3月末日とし、上期を4月から9月末日、下期を10月から翌年3月末日とする。会計年度も同様とする。
- (会 費)
第7条
- 会員は半期ごとに、一家族あたり4,000円の会費(運営協力費)を納入すること。中途入会者は、月割りで納入してよい。なお、既納の会費は返還しない。
- (退 会)
第8条
- 会員が次の事項に該当する場合は、その資格を喪失するものとする。
1. 退会を申し出たとき。
 2. 本人の死亡。
 3. 会費を滞納するなど活動規則を守らないために、会員の総意で除名されたとき。
- (休 会)
第9条
- 継続して活動に参加できなくなった者のうち、休会届を提出した者、または会で休会と認められた者については、「休会者」として認定する。休会者には会費を免除する。
- (委 員)
第10条
- 本会の運営を円滑に行うために、次の運営委員を置く。
1. リーダー : 1名 : 本会の活動全般を統括する。
 2. サブリーダー : 1名 : リーダーを補佐する。

- | | | |
|-----------|------|-------------------------|
| 3. 会計 | : 1名 | : お金の徴収や収支事務を担当する。 |
| 4. 購買 | : 全員 | : 野菜・肥料・資材・その他購入する。 |
| 5. 在庫管理 | : 1名 | : 在庫品を管理する。 |
| 6. HP管理 | : 1名 | : ホームページに、活動日誌・写真を掲載する。 |
| 7. レアウト作成 | : 1名 | : 作付計画に基づき作成する。 |
| 8. 活動日誌作成 | : 1名 | : 活動日の日誌を作成する。 |

(選 任)

第11条 運営委員は総会において選任する。役割は運営委員間で協議してもよい。

(任 期)

第12条 運営委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会則の改正)

第13条 会則の改正は、会員の過半数の合意による。

(活動に当たって)

- 第14条
1. 仲間を尊重し合おう
他人は必ず自分より良いところを持っています。お互いがそこに目を向け合って平等・対等の立場で助け合おう。
 2. 仕事を分かち合い、他人に積極的に手を差し伸べよう。いろいろ体験してみよう。他の人に積極的に関わろう。お互いが助け合い、共に学んでいこう。
 3. 見て、聞いて、体験して、そして身に付けよう。いろいろ見てみよう。何でも聞いてみよう。積極的に体験する気持ちを持とう。そして、身に付けよう。
 4. 自分の知識、技術を押し付けるのではなく、いろいろ取り入れてみる広い気持ちを持とう。方法は1つだけとは限らない。いろいろやってみよう。失敗しても気にしない、非難しない。失敗は成功のもと。
 5. 皆で作って、皆で分ける。
好きなものを作って、皆で分ける。皆仲間、皆平等。ここは皆の畑。
 6. ごみは各自責任を持って持ち帰ろう。
持ち主にも迷惑がかかるので、散らかさない。ポイ捨て禁止。
 7. 何でも言おう。
困った、解からん、ああしたいやこうしたい、こんなん出来るかな、など意見があれば何でも言いあおう。

(附 則)

この会則は、平成27年4月1日から施工する。